

30) 品目名：バイオディーゼル燃料混合軽油

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。
規格に関する基準	1 揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の9の規定による登録を受けた者により加工された製品であること。 2 脂肪酸メチルエステルの軽油への混合上限を5%以下とするなど、同法施行規則第22条の規格に適合していること。
循環資源の配合率	軽油に混和する脂肪酸メチルエステルの原料となる油脂として、循環資源を100%（重量割合）使用していること。 ただし、上記配合率未滿であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。

平成22年8月30日制定